

## 手続案内（創業・経営課）

<b>部局名</b>	<b>所属名</b>
産業労働部	創業・経営課
<b>手続名</b>	
年次報告、随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告の確認	
<b>根拠法令</b>	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	
<b>条項</b>	
第 12 条第 37 項	
<b>手続対象者</b>	
贈与認定中小企業者、相続認定中小企業者、吸収合併存続会社、株式交換完全親会社等	
<b>提出先・相談窓口</b>	
創業・経営課	
<b>提出時期</b>	
・年次報告 報告基準日の翌日から 3 月を経過する日まで ・随時報告、合併報告、株式交換等報告、臨時報告 適時	
<b>提出書類</b>	
規則第 12 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 8 項から第 10 項まで、第 12 項から第 30 項まで、第 32 項または第 34 項から第 36 項までに基づく報告書および書類	
<b>手数料</b>	
なし	
<b>審査基準</b>	
こちらをご覧ください。	
<b>標準処理期間</b>	
2 月	
<b>備考</b>	
規則 … 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 詳細については下記をご参照ください。 ・ 中小企業庁 ( <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm</a> ) ・ 福井県創業・経営課ホームページ ( <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html</a> )	